

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第124号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則  
京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。  
第2条第7号中「建設局道路部道路明示課」を「建設局土木管理部道路明示課」に改める。

第7条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(会計室)